仕 様 書

1 業務委託名称

淀川区在宅医療・介護マップ(改訂版)編集及び印刷業務

2 履行期間

契約日~令和8年3月27日まで

- 3 発行部数
 - 1,000部
- 4 紙面様式・構成

52ページ

5 業務内容

令和6年度作成の淀川区在宅医療・介護支援マップの修正・編集加工・校正及び 印刷製本を行う。また、校了データ及びPDF化したデータを事業担当へ納入す る。(校了データは In Design 形式にて納入すること。)

データイメージ: https://www.city.osaka.lg.jp/yodogawa/page/0000505717.html

(1) 印刷データ

表紙、裏表紙/説明文/地図、関係機関データ(※地域ごとの6地域分)/索引 (50音順)

(2) 編集

当区より提供する令和6年度作成時の校了データ(In Design データ)、及び文章、関係機関データ(excel、word)、令和6年度作成のマップへの赤字書き込みを元に、以下の作業を行う。

※関係機関は約500箇所

- ・関係機関データの情報修正及び関係機関の追加・削除を行い、分割区域 (6地域) ごとに通し番号を付す。
- ・上記作業で付した番号を、地図データ上に分かりやすく明示する。 (地図上の明示場所については、令和6年度作成のマップへの赤字書き込みを 提供する。)
- ・全関係機関の索引(50音順、名称と掲載ページを明示)を作成する。索引については、提供するエクセルデータを見やすくデザイン加工する。

(3) 簡易校正

1回以上、但し、責了とせず、校了するまで繰り返し行うこととする。

1次校正では5日程度要する見込。

提出先は淀川区役所保健福祉課 健康づくり (2階22番窓口)

(4) 成果物

- ・印刷物、校了データ(In Design データ)及び PDF 化したデータを CD・U SB・DVDのいずれかで納品すること。なお、事前に納品媒体のウイルスチェックを確実に行うこと。
- ・印刷物は、契約締結後速やかに使用する予定の資材について、別紙1(資材 確認票)を事業担当へ提出し、承認を受けること。また、納品の際には、実 際に使用した資材について、別紙2(環境配慮チェックリスト)を提出する こと。

(5) 納品場所

淀川区役所保健福祉課 健康づくり(2階22番窓口)

6 規格

(1) 紙質

上質グロスコート紙 (坪量 84.9g/m²)

※大阪市グリーン調達方針別表の(1)紙類及び(21)役務(21)-2 印刷の【判断基準】 を満たすものとし、【配慮事項】について十分配慮されていること。

ただし、(21)-2 印刷の判断の基準〈共通事項〉(1) については適用しないものとする。

(http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html)

(2) 仕上がり寸法

A 4 判

(3) 印刷方法

オフセット印刷、両面印刷

(4) 版色

4色カラー

(5) 製本

中綴じ、上開き

7 契約金額

企画編集 (データ修正・編集加工・校正)、印刷製本、印刷物及びデータ納入に関する経費等一切を含めた価格とする。

8 再委託に関する事項

- (1) 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者は これを再委託することはできない。
 - ア 本委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術 的判断等

イ 本仕様書第5条第2項及び第3項に規定する編集、校正業務

- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再 委託先事業者からさらに委託を受ける者等(以下「再委託先等」という)から発 注者及び再委託先等以外の第三者に委託(以下「再々委託等」という)するにあ たっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければなら ない。
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は 目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務にお いては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務 委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。た だし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、 又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限 りではない。
- (6) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等(以下「再委託等」という。)に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

9 その他

- (1) 別紙「特記事項」「グリーン配送に係る特記仕様書」「職員等の公正な職務の執行の確保にかかる特記仕様書」の規定を遵守すること。
- (2) 提供したデータは本業務以外に使用してはならない。
- (3) 上記仕様を変更する場合は、その都度、双方協議のうえ、決定する。
- (4) 突発的な事由等による記事の修正、差し替えが発生した場合は、速やかに双方協議し、決定する。
- (5) 本業務を通じて知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 成果物に係る使用権及び著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう)は、当区に帰属するものとする。
- (7) 契約書や仕様書に定めのない事項については、その都度双方協議のうえ、定める。
- (8) 応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合(同等品の可否を含む)は質問期間内に指定の方法により質し、その内容を熟知の上応札すること。 質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義 は、本市の解釈によるものとする。
- (9) 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適切な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の淀川区役所総務課(連絡先:06-6308-9625)に報告しなければならない。

10 事業担当

T 532-8501

大阪市淀川区十三東2丁目3番3号 淀川区役所 保健福祉課 (健康づくり)

作成年月日:	年	月	E

<u>淀川区役所保健福祉課健康づくり担当</u> 御中 件名:在宅医療・介護連携推進事業用 リーフレット

資材確認票

(会社名)

- () 本件印刷物の製作に当たっては、下記の印刷資材を使用します。(契約時)
- () 下記の印刷資材を使用して本件印刷物を製作したことを証明します。(納品時)

印	□刷資材	使用有無	リサイクル 適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	<u>大阪市</u> グリーン 調達方針 適合有無	備考
用紙	本文						

使用資材	リサイクル適性	判別
A ランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	
A または B ランクの資材のみを使用	板紙にリサイクルできます	
CまたはDランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	
<u> </u>		-

- 注 1 資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。
- 注2 印刷用紙に係る判断の基準を適用する資材については、備考欄に、当該資材の総合評価値を記入すること。また、検査の参考資料としてサンプル紙及び出荷確認票等の資料を添付すること。
- <u>注3</u> 印刷用紙に係る判断の基準(「紙類」参照)について、冊子形状(統計書、広報紙、会報等)の 表紙は除く。

資材確認票の様式 (例)

		作成年月日:	年	月	日
<u>件名:</u>	<u>御中</u> ——				

資材確認票

〇〇印刷株式会社

- (〇) 本件印刷物の製作に当たっては、下記の印刷資材を使用します。(契約時)
- () 下記の印刷資材を使用して本件印刷物を製作したことを証明します。(納品時)

印刷資材		使用 有無	リサイクル 適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	大阪市 グリーン 調達方針 適合有無	備考
	本文	0	А	上質紙	●●製紙/●●	0	総合 評価値 90
	表紙	0	Α	コート紙	●●製紙/●●	0	
用紙	見返し	0	А	上質紙	●●製紙/●●	0	総合 評価値 85
	カバー	_	_				
インキ	. 米百	0	A	平版インキ	●●インキ/●●	0	
177	炽						
	製本加工	0	A	PUR 系ホットメルト	●●化学/●●	0	
加工	表面加工	0	Α	OP ニス	●●化学/●●	0	
	その他加工	_	_				
	·						
その他	ļ.						

Ţ

使用資材	リサイクル適性	判別
A ランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	0
A または B ランクの資材のみを使用	板紙にリサイクルできます	
C または D ランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

- 注1 資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。
- 注 2 印刷用紙に係る判断の基準を適用する資材については、備考欄に、当該資材の総合評価値を記入すること。また、検査の参考資料としてサンプル紙及び出荷確認票等の資料を添付すること。
- 注3 印刷用紙に係る判断の基準(「紙類」参照)について、冊子形状(統計書、広報紙、会報等)の 表紙は除く。

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト

作成年月日: 年 月 日

淀川区役所保健福祉課健康づくり担当 御中

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト

会社名:

下記のとおり、各工程において環境に配慮して印刷物を制作したことを証明します。

	工程	実 現	基準(要求内容)
製版		はい/いいえ	①次のA又はBのいずれかを満たしている。A 工程のデジタル化(DTP化)率が50%以上である。B 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。
	刷版	はい/いいえ	②印刷版 (アルミ基材のもの) の再使用又はリサイクルを行っている。
オフセ	フセ		③水なし印刷システムを導入している、湿し水循環システムを導入している、環境に配慮した湿し水を導入している、自動布洗浄を導入している、自動液洗浄の場合は循環システムを導入している、環境に配慮した洗浄液を導入している、廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をしている等の VOC の発生抑制策を講じている。
印刷	ット	はい/いいえ /該当なし	④輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC 処理装置 を設置し、適切に運転管理している。
, MPJ		はい/いいえ	⑤損紙等(印刷工程から発生する損紙、残紙)の製紙原料へのリサイクル率が80%以上である。
	デジタ	はいくいいえ	⑥省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動 を行っている。
	タル	はい/いいえ	⑦損紙等(印刷工程から発生する損紙、残紙)の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上である。
- 表	面加工	はい/いいえ	⑧アルコール類を濃度 30%未満で使用している。
該当あり	4: リ/なし	はい/いいえ	⑨損紙等(光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム)の 製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。
制	本加工	はい/いいえ	⑩窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。
該当		はい/いいえ	⑪損紙等(製本工程から発生する損紙)の製紙原料へのリサイクル 率が 70%以上である。

備考) 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を 行うことができる。

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト(例)

	作成年月日:	年	月	日
御中				

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト

〇〇印刷株式会社

下記のとおり、各工程において環境に配慮して印刷物を制作したことを証明します。

エ	程	実現	基準(要求内容)
製	版	はいいいえ	①次のA又はBのいずれかを満たしている。A 工程のデジタル化(DTP化)率が50%以上である。B 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。
刷	版	はいいいえ	②印刷版 (アルミ基材のもの) の再使用又はリサイクルを行っている。
	オフセ	はいいいえ	③水なし印刷システムを導入している、湿し水循環システムを導入している、環境に配慮した湿し水を導入している、自動布洗浄を導入している、自動液洗浄の場合は循環システムを導入している、環境に配慮した洗浄液を導入している、廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をしている等の VOC の発生抑制策を講じている。
印刷	ト	はいいい え/該当 な! はいいい え	④輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC 処理装置を設置し、適切に運転管理している。⑤損紙等(印刷工程から発生する損紙、残紙)の製紙原料へのリサイクル率が80%以上である。
	デジ	はい/いい え	⑥省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を 行っている。
	タル	はい/いい え	⑦損紙等(印刷工程から発生する損紙、残紙)の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上である。
	面工	はい/いい え	⑧アルコール類を濃度 30%未満で使用している。
該当ありな	1/	はい/いいえ	⑨損紙等(光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム)の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。
	本工	はいいい	⑩窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。
該当をなった。		はいいいえ	⑪損紙等(製本工程から発生する損紙)の製紙原料へのリサイクル率が 70%以上である。

備考) 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を 行うことができる。

暴力団等の排除に関する特記事項

1暴力団等の排除について

- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例(平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。) 第8条第1項第6号に基づき、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれ かの者。以下同じ。)が条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。) 又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)に該当す ると認められた場合には、この契約を解除する。
- (2) 発注者は、条例第8条第1項第7号に基づき、条例第7条各号に規定する下請負人等(以下「下請負人等」という。)が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
 - また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (5) 第1号及び第2号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入(以下「不当介入」という。)を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長(以下「監督職員等」という。)へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

- (7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと 認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措 置を行うことがある。
- (8) 受注者は第6号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不 当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程 の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市 グリーン配送適合車(以下「グリーン配送適合車」という。)を使用しなければならない。
 - 注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域に おける総量の削減等に関する特別措置法 (自動車 NOx・PM 法)」に定める窒素酸化物排出基 準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適 合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン 配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。 ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車

場合はこの限りではない。

- (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課 自動車排ガス対策グループ

電 話:06-6615-7965

職員等の公正な職務の執行の確保にかかる特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、この契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の 確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定す る責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

- 第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速や かに、公益通報の内容を発注者へ報告しなければならない。
 - 2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、 条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者へ報告 しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者および受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理 に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約(協定)を解除することができる。(指定管理者の指定を取り消すことができる。)

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者(再委託及び再々委託等の相手方を含む)が生成 AI を利用する場合は、事前に 発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン (別 冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版)」に定められた以下の利用規定を遵守す ること。

生成 AI の利用規定

- ・ 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること ※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
 - https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html
- ・ 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意の みで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定(オプトアウト)をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力をびそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認 すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- ・ 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用することなお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用(公表等)する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティ の確保を徹底して適切に運用すること